

## 一般社団法人 畑地農業振興会 常勤役員報酬規程

平成20年5月15日改正  
平成28年6月23日改正

(運用の範囲)

第1条 社団法人畑地農業振興会定款第25条に基づき報酬を支払う常勤役員  
の報酬はこの規定の定めるところによる。

(報酬の支給日)

第2条 毎月25日に支給し、その日が休日又は土曜日に当たるときは、繰り  
上げて支給する。

(報酬)

第3条 常勤役員の月額報酬は年間支給額を12月で除した金額とし、年間支  
給額は8,000,000円とする。

2 月の途中で就任、退任したときは日曜日、際日を差し引いた日数を基礎  
に日割りによって計算する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担す  
るときに支給する。

2 通勤手当の月額額は1箇月の通勤に要する運賃の額に相当するものとす  
る。

3 通勤費用の始期は毎月1日とし、報酬支給日に支給する。但し、月途中  
に就任したときは、翌月から支給する。

(報酬の支払い)

第5条 報酬は租税公課、社会保険の個人負担及びこれらに準ずるものを控除  
し、現金で直接本人に対して支払う。本人の申し出により銀行口座振り込みを  
行うことができるものとする。

附則

1) この規程の変更は平成20年5月15日から施行する。

社団法人畑地農業振興会  
役員退職給与規程

昭和 59 年 5 月 21 日制定

平成 14 年 5 月 16 日改正

平成 22 年 5 月 13 日改正

(趣旨)

第 1 条 社団法人 畑地農業振興会定款第 16 条に基づき報酬を支払う常勤役員の退職給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(支給対象等)

第 2 条 常勤役員の退職手当は、役員が退職した場合にその者（死亡による退職は、その遺族）に支給する。

2 常勤役員が退職した場合において、その者が退職の日又は翌日再び同一の役員となったときは、前項の規定にかかわらず、通算して支給する。

(支給額)

第 3 条 前条第 1 項に規定する退職手当の額は、在職期間 1 月につき報酬月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額を限度とし、その者の報酬及び勤続期間等を勘案し、会長が理事会に諮って定める。

(遺族の範囲及び順位)

第 4 条 第 2 条第 1 項及び第 5 条に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受けける順位については、社団法人 畑地農業振興会 職員退職給与規程第 6 条の規定を準用する。

(弔慰金)

第 5 条 役員が在任中死亡した場合においては、会長は、その者の報酬及び勤続年数等を勘案し、弔慰金をその遺族に支給することができる。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、役員退職給与支給に関し必要な事項は、会長が別に理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和 59 年 5 月 21 日から施行する。

2 この規程施行の際、現に専任されている常勤の専務理事については、専任されたときから施行日までの間は、勤続期間と見做す。

附 則

昭和 59 年 5 月 21 日から施行の畑地農業振興会役員退職給与規程は廃止する。

2 この規程施行の際、現に専任されている常勤の専務理事については、専任されたときから施行日までの間は、勤続期間と見做す。

附 則

平成 14 年 5 月 16 日から施行の畑地農業振興会役員退職給与規程は廃止する。

2 この規程施行の際、現に専任されている常勤の専務理事については、専任されたときから施行日までの間は、勤続期間と見做す。